

家畜排せつ物法施行状況調査結果 (平成22年12月1日現在)

平成22年12月1日現在における家畜排せつ物法の規定に関する施行状況について調査を実施した。結果は以下のとおり。

1. 管理基準（法第3条）への対応状況^{※1}

(1) 管理基準適用対象農家の概要

管理基準適用対象農家数は54,946戸であり、全畜産農家数107,401戸に占める割合は約51.2%であった。

(2) 管理基準への対応状況

管理基準に適合している畜産農家数は54,927戸であり、管理基準適用対象農家数54,946戸に占める割合は約99.97%であった。

なお、管理基準に適合していない畜産農家数は19戸であり、前回調査（平成21年12月1日現在）の23戸に比べ減少している。

2. 法に基づく行政指導等の実施状況(平成21年12月2日～平成22年12月1日)^{※2}

法第4条に基づく指導及び助言は8戸の畜産農家に対して実施され、法第5条第1項に基づく勧告は1戸の畜産農家に対して実施された。

法第5条第2項に基づく命令に至った事例はなかった。

※1 管理基準の内容や、管理基準適用対象農家については、別紙「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律について」を参照のこと。

※2 行政指導等の内容については、参考付表の表2の「参考」を参照のこと。

(参考付表)

図1 管理基準への対応状況（態様別）

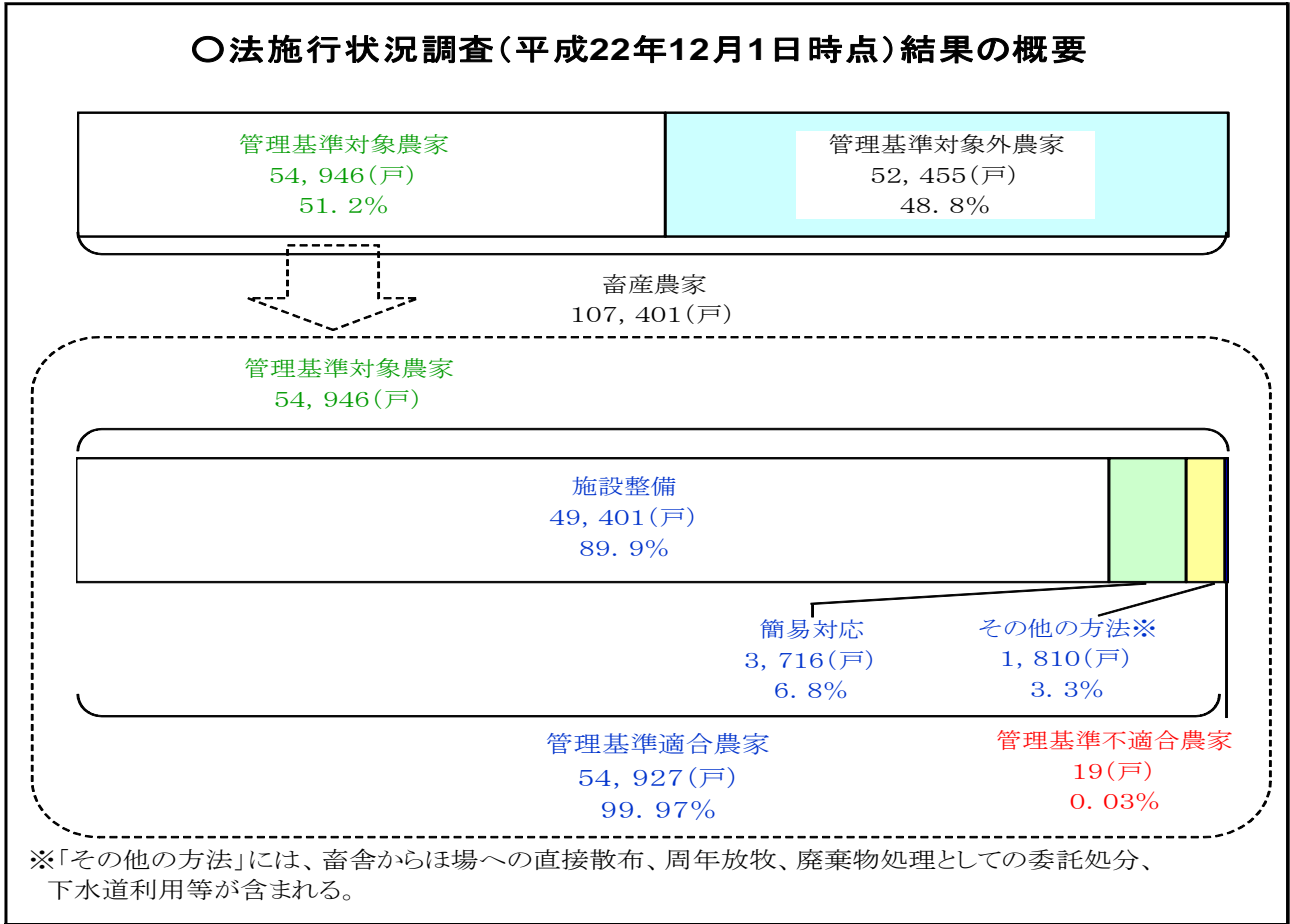


表1 管理基準への対応状況（畜種別）

	管理基準対象農家 (戸) A	管理基準への対応状況		B / A (%)	
		うち基準に適合 (戸) B	基準に不適合 (戸)		
全 畜 種	54,946	54,927	19	99.97%	
畜種別内訳	乳用牛	19,699	19,692	7	99.96%
	肉用牛	23,307	23,305	2	99.99%
	豚	5,126	5,118	8	99.84%
	採卵鶏	2,964	2,963	1	99.97%
	ブロイラー	3,125	3,125	0	100.00%
	馬	725	724	1	99.86%

※平成22年12月1日時点。

表2 法第4条、第5条に基づく行政指導等の実施状況

項 目	21年12月2日～22年12月1日までの実施件数 (農家戸数)
法第4条に基づく指導及び助言	8
法第5条に基づく勧告	1
法第5条に基づく命令	0

注) 行政指導等は、都道府県知事の判断により実施されるものであり、早晚、不適正な管理が解消されることが見込まれるときは実施されない場合もあるため、実施件数は、必ずしも管理基準不適合農家数とは一致しない。

【参考】

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（抄）

（略）

（指導及び助言）

第四条 都道府県知事は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため必要があると認めるときは、畜産業を営む者に対し、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第五条 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（以下略）

(参考資料)

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律について

1. 経緯

- (1) 「家畜排せつ物法」については、平成11年7月22日に成立。
- (2) その後、法律について周知を図りながら、政省令案等について検討を進めてきた結果、本法は同年11月1日から施行。本法の施行と併せ各種支援措置を講ずることにより、畜産環境問題の解決に努めているところ。

2. 法律の概要

(1) 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置

- 管理基準の遵守
 - ① 農林水産大臣による家畜排せつ物の処理・保管施設の構造基準等を内容とする管理基準の策定
- ◎ 管理基準
 - ◇施設の構造に関する基準
 - ・ ふんの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとする
 - ・ 尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とする
 - ◇家畜排せつ物の管理の方法に関する基準
 - ・ 家畜排せつ物は、施設において管理すること
 - ・ 送風装置等を設置している場合には、その維持管理を適切に行うこと
 - ・ 施設に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと
 - ・ 家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法、処理量について記録すること等
- ② 畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理
- ③ 都道府県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施
小規模畜産農家については、管理基準は適用しない。

牛	10頭	未満	・	豚	100頭	未満
鶏	2000羽	未満	・	馬	10頭	未満
- ④ 管理基準の適用については、必要な経過期間（最大で5年間）を設定。
(施設の構造に関する基準 : 16年11月1日から適用(5年間の猶予))

(2) 家畜排せつ物の利用の促進のための措置

- ① 基本方針の策定
農林水産大臣による家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針の策定
- ② 都道府県計画の作成

都道府県による地域の実情に即応した施設整備の目標等を内容とした計画の作成

③ 金融上の支援措置

ア 畜産業を営む者の作成する施設整備計画の認定
(都道府県知事)

イ アの認定を受けた者に対する日本政策金融公庫の融資
(施設の取得等に必要な資金のほか、施設・機械の賃借料の全額一括支払い等に必要な資金を融通)